Park-UP 施設設置要綱

(目的)

第1条 Park-UP 事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づき、Park-UP 事業を実施する公園(以下「対象公園」という。)において、実施要綱第18条第1項に規定する公園施設(以下「Park-UP 施設」という。)の設置及び管理運営について、必要な事項を定める。

(Park-UP 施設に備えるべき機能)

- 第2条 Park-UP 施設は、公園の利用者の利便の向上を図るうえで特に有効であると認められる都市公園法(以下「法」という。)第2条第2項に規定する公園施設に該当する建築物とし、公園の持続的な利用の促進及び地域住民の交流の拠点となることに資するものとして、次の各号に掲げる全ての機能を備えなければならない。
 - (1) 公園利用者の交流スペースとしての機能
 - (2) イベントスペースとしての機能
 - (3) 公園の管理運営に当たり必要となる物品等の保管スペースとしての機能
- 2 Park-UP 施設は、前項以外に地域主体の柔軟な公園の管理運営に資すると認められる便 益施設等を併設することも可能とする。

(Park-UP 施設の規模)

第3条 対象公園のうち、第7条第1項に規定する協定書を締結した公園における法第4 条第1項本文に規定する公園施設の設置基準は、京都市都市公園条例(以下「条例」とい う。)第1条の3第2項に規定する基準の範囲内とする。

(事前協議)

- 第4条 実施要綱第6条に規定する公園運営委員会、実施要綱第9条に規定するサポート 団体(以下「設置主体」という。)は、実施要綱第5条第1項に規定する利用圏域の住民 の意見及びPark-UP 施設設置ガイドラインを踏まえ作成する Park-UP 施設の配置及び構 造、規模、外観、付帯設備等の計画(以下「基本計画」という。)について、市長と事前 協議を行うものとする。
- 2 設置主体は、基本計画について、事前協議の結果を尊重するよう努めなければならない。

(仕様の適合)

第5条 設置主体は、基本計画に基づいたPark-UP施設の実施計画書を作成し、市長にPark-UP施設審査依頼書を提出するものとする。

- 2 設置主体は、次の各号を満たしている場合、審査を依頼することができる。
 - (1) Park-UP 施設の設置について、利用圏域内における実施要綱第2条第1項第4号に規定する自治連合会等の同意を得ていること。
 - (2) 法人格を有していること。
- 3 市長は、第6条に定める審査のうえ、Park-UP 施設の仕様の適合を確認した場合、設置 主体に対して、Park-UP 施設仕様適合証を交付するものとする。

(審査委員会)

- 第6条 市長は、前条第1項により提出された Park-UP 施設の仕様が適合しているか次の 各号を審査する。
 - (1) 別表1に定める要綱等に適合していること。
 - (2) その他必要な事項
- 2 前項に規定する審査は、Park-UP 施設審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置 し、審査を行うものとする。
- 3 前項の審査委員会の構成は別表2のとおりとする。ただし、前項に規定するほか、必要 に応じて委員長が指名する者を臨時の委員とすることができる。
- 4 審査委員会には委員長をおく。
- 5 委員長は、建設局みどり政策推進室長をもって充てる。

(Park-UP 施設設置協定書)

- 第7条 設置主体は、法第5条第1項の規定に基づく公園施設設置の許可(以下「設置許可」という。)を受けるに当たり、市長とPark-UP施設設置協定書(以下「設置協定書」という。)を締結しなければならない。
- 2 市長は、設置主体が次の各号を満たしている場合、設置協定書を締結することができる。
 - (1) 第5条第3項に規定する Park-UP 施設仕様適合証の交付を受けていること。
 - (2) 対象公園の周辺住民に対し、Park-UP 施設の計画の周知及び説明を行っていること。
 - (3) 実施要綱第7条第1項に規定する Park-UP 事業実施協定書及びサポート団体と連携している場合は実施要綱第11条第1項に規定する公園運営サポート協定書の締結がされていること。
 - (4) 対象公園において公園の適切な管理運営がなされていること。
- 3 設置協定書に記載する主な内容は次のとおりとする。
 - (1) 目的
 - (2) 対象公園
 - (3) 事業期間
 - (4) 実施計画 (図面含む。)
 - (5) 公園の管理運営に係る事項

- (6) 協定の解除等に係る事項
- (7) その他必要な事項

(費用の負担)

- 第8条 Park-UP 施設の設置等に当たり、次の各号に掲げる費用は設置主体が負担しなければならない。
 - (1) Park-UP 施設の設計、建設とその付帯設備工事(電気、水道等の設備工事や防護柵等を含む。)及びこれらの維持管理に係る全ての費用
 - (2) Park-UP 施設の設置に伴い必要となる、既存の公園施設の配置換え及び整備、機能の 増設等に係る全ての費用
 - (3) 対象公園の原状回復に係る全ての費用
 - (4) 火災保険等、必要な保険の加入に係る全ての費用

(事業期間)

第9条 Park-UP 施設を設置できる事業期間は、設置許可の日から20年間を上限とし、その事業期間には、Park-UP 施設の整備期間及び原状回復期間を含むものとする。

(公園使用料)

第10条 Park-UP 施設の設置に伴う公園使用料は、条例第12条の3第1項の規定に基づき、原則として全額免除とする。ただし、第2条第2項に規定する便益施設等を設置する場合は、当該部分の面積に応じた使用料を徴収するものとする。

なお、Park-UP 施設の使用料に関し本要綱に定めのない事項については、その都度市長が定める。

(設置主体の役割)

- 第11条 Park-UP 施設の設置許可期間内における設置主体の役割は、次のとおりとする。
 - (1) 第2条第1項各号に規定する機能を確保し、Park-UP 施設の適切な管理運営を行うこと。
 - (2) Park-UP 施設の目的、利用方法、利用規則、管理責任者の連絡先、料金設定等を規定する Park-UP 施設利用マニュアル(様式自由)を作成し、Park-UP 施設利用者の目につく場所に掲示するなど、周知を行うとともに、市長へ提出すること。
 - (3) Park-UP 施設を常に良好な状態に保つとともに、施設に関する防災対策、防犯対策及び事故防止等について十分配慮すること。
 - (4) Park-UP 施設の利用に伴い発生した廃棄物等については、公園の美化及び保全に関する活動により発生する廃棄物とは区別し、自らの負担により適正に処分すること。
 - (5) Park-UP 施設に起因して、事故が発生し、又は第三者との間に紛争が生じた場合は、

設置主体の責任において対処するとともに、施設に責任が及ぶ場合は、設置主体がそ の責任を負うものとする。

- (6) Park-UP 施設が特定の個人や団体による私的な利用など、設置目的から外れた利用をされることがないよう運営すること。また、利用者に対しても同様に注意・啓発を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるほか、Park-UP 施設の設置、管理運営及び利用上の必要な事項について、関係法令を遵守すること。

(私権の制限)

第12条 Park-UP 施設及び許可等の権利について、第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保にすることはできない。

(その他)

- 第13条 本要綱に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。
- 2 市長が行う、災害時その他市政推進上やむを得ない行為については、本要綱の規定によらないものとする。

附則

本要綱は令和6年4月1日から施行する。

附則

本要綱は令和6年6月10日から施行する。

別表1 (第6条第1項関係)

要綱等とは次のものを指す。

- (1) Park-UP 施設設置要綱
- (2) Park-UP 施設設置ガイドライン
- (3) Park-UP 事業実施要綱
- (4) Park-UP 事業活用ガイドライン

別表2 (第6条第3項関係)

審査委員会の構成は次のとおりとする。

- (1) 建設局みどり政策推進室長
- (2) 建設局みどり政策推進室事業促進担当部長
- (3) 建設局みどり政策推進室公園管理課長
- (4) 建設局みどり政策推進室公園利活用第一課長
- (5) 建設局みどり政策推進室公園利活用第二課長
- (6) 対象公園を管轄する建設局土木管理部土木みどり事務所長